

無利子概念の背景と構造

黒 田 美代子

〈利子〉取得の是非については、すでにさまざまな文化圏において、種々の角度から論じられている。商行為そのものが忌避の対象となり蔑視されていた文化圏におけるこの問題の論じられ方も、経済状況の変化とともに大幅な改変が見受けられる等、現実の生活と密接に関わる要素が介入しているだけに、この問題は単純な善悪の判断基準に照らしてのみ論じられえないという傾向をもっている。利子、無利子に関する議論の趨勢、歴史をふりかえてみると、以上のような理由から、それが行なわれている社会、時代の文化的コンテクストから切り離してこの問題を検討することには、ほとんど有効性を見出しえないのではないかと思われる。

これは同時に、例えばイスラーム社会が問題とする無利子理論が、他の文化的、経済的環境の中で行なわれる同種の議論とは、種々の類似点を列挙することができるとはいえ、基本的に異なっていることを意味するものであろう。無利子の問題を、その文化的背景から完全に切り離し、その是非、有効性云々といった論じ方もありうるであろうが、小稿においては、これが固有の文化的なネットワークの構造の中で、どのような位置を占めているかを関係論的に明らかにし、他の諸概念との結びつき、それらの全体構造をさぐることにしたい。この種の作業は、イスラーム世界においてなにゆえにこれほど執拗に、また世界的潮流に逆行するかに思われる時点でこの問題が追究されるのかというそもそもの原因、それに関する論議の特性の理解のためには、必要不可欠のことなのである。

イスラームという教えは、きわめて関係論的な教えである。そこでは精神的な事柄と、物質的な事柄が区別されることなく規定されているが、同時に信仰に属する問題と、例えば経済的な問題とが、密接な関わりをもって相互に関連し、結び合わされているのである。しかしこれまでのイスラーム研究は、もっぱら各論中心に行なわれ、理解の中核をなす関係論的なアスペクトが等閑に付されてきた傾向が強いため、例えば中東世界でイスラーム回帰運動が勢いを増す中で、無利子銀行設立の動きがなにゆえに活発化するのかといった因果関係

の追究は、ほとんど皆無であったといえよう。せいぜいのところイスラーム回帰運動とは、15世紀も昔の生活様式をすべてそのまま踏襲しようとする中世帰りであるといった程度のお粗末な論議であった。しかし現在の段階においては、あまり成功していない無利子銀行の活動状況の実態を追うことよりも、むしろその設立の動きが強まるメカニズムの究明の方が、はるかに重要であるといえるであろう。この問の解明は、いまだに明確なものとはなっていないイスラーム世界の構造の理解に、大いなる一助となりうるであろう。

「神は商売を許し、高利貸を禁じ給う」（第2章275節）

「もしもお前たちが（利子を）思い止まらないならば、アッラーとその御使いから戦いを宣言されるであろう。しかしお前たちが悔い改めるならば元金（無利子）は取り返すことができる。お前たちは他人に不義を働く訳でもなく、不当に遇される訳でもない」（第2章279節）

利子取得の禁止は、イスラームの基本的な主張の一つである。不労所得、経済活動における投機的な要素の排除等、利子取得の禁止をめぐる理由づけは、他の文化圏、他の場合の論議と類似している。しかし関係論的なイスラームの場合、この規定は他の諸要素と密接につながっており、それらをめぐる位置づけを行なわないかぎり、この問題自体をも十分に論議することは不可能であろう。したがってここでは、当然のことながらまずこれに関わる全体像について一べつする必要があると思われる。

イスラームの関係性を簡潔に理解するためには、タウヒードと六信五行のかかりで説明するのが最適であろう。タウヒードとは、正確には〈一にすること〉を意味しているが、これには〈帰一〉のアスペクトと、〈一化〉のアスペクトがある。帰一とは、絶対者である神を〈一〉とすることであり、これはイスラームの一神教説の基礎を形づくるものである。他方イスラームは、すべての被造物が神によって創られたとし、その同根性ゆえに森羅万象が等価の存在

であると理解する。これが一化のアспектであるが、精神と物質を分化し、上下に割当てることのない、万象の同位的把握が、他の姉妹宗教とイスラームを距てる重要な要素である。万象は等位におかれ、より多くの能力を与えられた人間には、それだけ多く現世の調和を守る責任がある。これが基本的な世界観であるが、このような世界観の実現、維持のために、クルアーンの中には種種の原則が定められている。この世界観を受け入れ、原則の遵守を自らの意志で誓う者がムスリム、イスラームの信者なのである。

ムスリムの言動を律する六信五行のうち、六信は上述の世界観、原則の確認に関わることであり、信徒としての具体的な行動は五行の実践を基本にして行なわれる。五行との関連で特に重要な点は、その一つ一つが個人のニーヤ、意志に依存していること、それらの実践を介して社会的正義の実現、維持とともに個人の精神的純化が達成されることの2点であろう。宇宙のあらゆる存在を一と把える世界観は、同時に個人の超絶、隔離を許すものではなかった。被造物である全存在は、それぞれがリンクしており、個々の存在は全体の一部である。この世界観が目指すものが共同体の重視、公正な社会の実現であることは、当然の帰結に他ならないといえよう。そのような世界観を受け入れる個人は、社会的公正実現のために定められた種々の手続きに、正しく踏みしたがわなければならない。

イスラームの法、シャリーアはその主張する価値、理念の実現のために、信徒たちの行動を五つの範疇に分けて規定している。禁じられた行為(ハラーム)、行なわない方がよい行為、どちらでもよい行為、行なった方がよい行為、推奨される行為(ハラール)の五範疇である。とりわけ法的に重要なのは合法的(ハラール)行為と、非合法的(ハラーム)行為の二つであるが、問題の利子の取得はこのようなレベルでハラームとされている点に留意する必要があるであろう。それは社会的公正実現のための正、負の要因の中の後者として位置づけられており、それに関してはいかなる修正も認められないのである。

バーキルッ=サドルはその著「イスラーム経済理論の基本構造」の中で次の

ように指摘している。「もしも経済生活におけるあらゆる種類の活動がハラールとハラームの問題に関わりをもち、この問題が価値、理念を指示しているとすれば、イスラームに関する研究はわれわれをして、ハラールとハラームの問題がその価値、理念、概念とともに現れる経済理論の抽出、確定という作業に誘なうのは当然のことであろう。」

利子の取得は、経済活動の分野で厳しく禁じられる行為である。これはハラーム（不正）であるとして、クルアーンでその禁止が明言されている。

「あなたがた信仰する者よ、倍にしました倍にして、利子を負ってはならない。」（第3章130節）

「利息を貪る者は、悪魔にとりつかれて倒れたものがするような起き方しか出来ないであろう。それはかれらが「商売は利息をとるようなものだ。」と言うからである。しかしアッラーは、商売を許し、利息を禁じておられる。」（第2章275節）

ところで関係論的なイスラームの一要素であるこの問題を論ずるためには、これに対応する諸要素を欠かすことはできない。利子取得を負とする思想の対極には、それに照応する正の部分が存在しているが、その構造を把握するためには経済的領域に関するこの部分について概観する必要がある。

イスラームが信徒たちにたいして義務づける行為のうちもっとも重要なものに、五行の一つにあたる喜捨（ザカート）がある。ザカートの本来の意味は純化であり、経済的な寄進行為が精神の純化と直結しており、しかもそれが任意の寄附ではなく、整然と法制化されているところにイスラームのきわだった特徴があるが、ここではとりあえずこのザカート制度に関する若干の指摘を行なうことにしよう。

ザカート制度も、時代の変遷とともに有名無実に近い状態になったり、国家の税金に代替されたりさまざまな曲折をたどっており、そこにイスラーム性の

衰退の足どりを明確に跡づけることができるが、これは本来イスラーム共同体の維持に必要とされる支出をまかなうため、信徒たちによって拠出される公共税のような性格のものであった。ムスリムの中で、自らの所有する資産の額が下限を上まわり、喜捨を行なう域に達している者は、対象となる資産の一定率を共同体に支払う義務が課されていたのである。

ザカートの問題をより細部にわたって略述するとつぎのようになる。これは毎年度末に収入と貯蓄の双方に課される一種の税金である。富は人類生存のための根本的で、基本的な手段であり、それ自体貶められるものではないが、生存に必要な額以上のものの一定率は、国家の維持、貧民の救済、公共的事業のために拠出するのが信徒の義務とされている。国家はそれを集めたのち、適正な再分配の任にあたる訳であるが、クルアーンはイスラームにおける国家経費の予算を規定する法則を定めている。

「喜捨の用途はまず貧者に困窮者、それ（税金）を徴集して回る者、心を協調させた人、類（奴隷、戦争の捕虜）の解放、負債で困っている人、神の道（イスラームの布教活動）、旅人、これだけに限る。これはアッラーのおとり決め。アッラーは明敏、全知におわします。」（第9章60節）

クルアーンが規定する上述の支出の8項目は、実際に共同体の成員のあらゆる必要を網羅しているが、その明確な適用範囲は次の如くである。ムスリムに課される国税は、農業、鉱業、商業、工業、牧畜、蓄財その他の項目に属し、ムスリムが平時に国家に支払う税のすべてを指すのである。農業税とされるものは、収穫が最少限の免税点を越えた場合にかぎられるが、雨水、もしくは泉で灌漑がなされている場合には収穫にたいし10分の1税が課され、灌漑手段として井戸が使用されるさいには5分の1税が課される。

商業、鉱業の場合には商品の2.5パーセントに課税され、輸入税に関しては関税として10分の1税が課される仕組みになっている。

家畜にたいしては、公共の牧草地で飼育され、最少限の免税点を越える場合に課税されるが、ラクダ、羊、山羊、牛と種類によって、頭数別に税率が定められている。ただし荷役、耕作、灌漑用の役畜は、その対象から除外されている。

それ以外に貯蓄、所有する金、銀にたいしては、各人が1年間自分の手許に留めおいた分にたいして2.5パーセントが課税される。この種の措置が意図するところは、必要以上の財の一部を公共財として還元するとともに、富の退蔵を牽制し、有効利用に供するよう促すことにある。

ザカートの制度は、先に述べたような細則にしたがって共同体の利益に直接奉仕するほか、退蔵をいましめ、富の還流を促進する動力のような役割を演じている。そして利子の禁止は、このような制度と対をなして理解されるべきもので、陽画と陰画の如き関係にあるものといえるであろう。一方で貯蓄にたいして2.5パーセントの税が義務づけられ、公共の利益に供されると同時に財の有効利用が奨励されている反面で、利子の取得が容認され、富の蓄積が勞せずして富を産み、それが退蔵されることにより貧富の差が拡大されるというのでは、いかにも片手落ちであるばかりでなく論理的にも不整合であろう。

「アッラーは、利息（への恩恵）を消滅し、施しには（恩恵を）増加して下される。アッラーは忘恩な罪深い者を愛されない。」（第2章276節）

陽画と陰画を結びつけるバランスのとれた経済観を具体化するために、イスラームは他のさまざまな補足的措置、制度をもっている。それらについてはのちに言及することにして、ここでイスラームの無利子論の骨子を簡単に指摘しておくことにしよう。

経済的行為の中でも、社会的公正の維持のための障害因として不正の烙印を捺されている利子取得に関しては、以下のような理由づけが行なわれている。

まず第1に、所有の根本は労働にあるとするイスラームの経済観からすれば、不労所得は断じて容認されえない。

「アッラーがあなたがたのある者に、他より多く与えたものを、羨んではならない。男たちは、その稼ぎに応じて分け前があり、女たちにも、その稼ぎに応じて分け前がある。」(第4章32節)

「われはあなたがたを両性に創り、また休息のため、あなたがたの睡眠を定め、夜を覆いとし、昼を生計の手段として定めた。」(第78章8-11節)

第2には、経済活動における偶然的要素の排除の原則があげられる。損得が未確定で、まったく偶然的な要因に左右されるあらゆる賭博行為が禁止される。

「あなたがた信仰する者よ、誠に酒と賭矢、偶像と占い矢は、忌み嫌われる悪魔の業である。これを避けなさい。恐らくあなたがたは成功するであろう。」(第5章90節)

したがって、イスラームにおいては未知の結果にたいする報酬の先取りに他ならない利子は、同じ理由で否認される。

第3に問題とされるのは、一方的強制である。もしも利子が容認される場合、借手が必要とする金額を入手するにあたり、利子の支払いを肯んじないかぎりそれを入手しえない。この意味で借手はつねに弱者の立場におかれるが、このような一方にのみ課される強制はイスラーム的公正の概念に反し、認めえないものなのである。

第4の問題点は、第3の場合と同じ論理が適用されたものであるといえよう。これは一方的危険、一方的な収益という債権者と債務者との間の非対称性を問

題としているものである。例えば債務者が借金をしてある事業に携わり、それに失敗した場合、危険負担を行なうのは債務者のみであり、債権者はそれにもかかわらず利子を徴集しうるというのでは、公正の原則に反するというのがイスラームの立場である。これは危険負担の義務の一方性を批判したものであるが、この種の非対称性は債務者が利益をあげた場合にも生じ易いといえよう。債権者は事業からの利益の分担の設定にあたり、より多くのパーセンテージを要求しうる立場にあることは、われわれの周囲で実にしばしば見られる事態であり、これについては贅言を費やす必要はないであろう。

上述のようなマイナス要因は、それが野放しにされた場合直ちに貧富の較差の増大につながっていく。資産の不均衡な配分は、富める者に並はずれに増収を許す反面、貧しい者をより貧しくする傾向をもっている。同時に退蔵の傾向が助長され、それによって経済的不安定と、金権主義的思想が蔓延し、種々の社会的問題を産み出し、社会的公正に著しく反するとされるのである。

「それ（富）があなたがたのうちの富裕な者だけに限られないようにするためである。」（第5章7節）

「信仰する者よ、あなたがたの財産を、不正にあなたがたの間で浪費してはならない。だがお互いの善意による、商売上の場合は別である。またあなたがた自身を、殺し（たり害し）てはならない。」（第4章29節）

以上で簡単に、イスラーム法制において経済的な領域で義務的とされるザカート制と、不正とされる利子取得の禁止の問題について並列的に言及した。陽画の部分と陰画の部分とは、秤の天びんの両側に位置するものとして理解されるべきであろう。ところでこれら正、負の要素の関連性を正確に把握するにあたって重要な点は、イスラームの所有権の特殊性である。陽画の部分と陰画の部分の対称性は、この概念を検討することによってより明確となるであろう。

タウヒードの世界観を基本とするイスラームにおいては、所有の概念そのものがいわゆる通常の所有概念とは異なっている。万物を究極的に所有しうるのは、それらを創造した神のみである。

「アッラーこそは、天と地を創造され、天から雨を降らせ、これによって果実を実らせられ、あなたがたのために御恵みになられる方である。また船をあなたがたに操縦させ、かれの命によって海上を航行させられる。また川をあなたがたの用に服させられる。またかれは、太陽と月をあなたがたに役立たせ、両者は飽きることなく（軌道）を廻り、また夜と昼をあなたがたの用に役立たせられる。またかれはあなたがたが求める、すべてのものを授けられる。たとえアッラーの恩恵を数えあげても、あなたがたはそれを数えられないであろう。」（第14章32-34節）

「かれこそはあなたがたを地上の（かれの）代理者となされ、またある者をほかよりも、位階を高められる御方である。それは与えたものによって、あなたがたを試みられるためである。」（第6章165節）

被造物のうちでもより多くの能力を賦与された人間は、自然の財、富の管理、運営を委ねられているのである。パーキルッ＝サドルは次のように指摘している。「所有は本来の権利ではなく、それは神の代理人となる試み（の結果）であるという信条は、固有の問題、つまり財の所有についての法制化にあたってのイスラーム固有の考えを反映している。イスラーム的な理解によれば、財はすべて神のものであり、神はときに財の維持を個人に委託されるのである。そしてこの神の委託が、法的に所有といわれるのである。」所有制度そのものに関しては、イスラーム法は複合的所有形態をとっており、私的所有も認められているが、そのさいの所有も完全に独占的なものであるというニュアンスで扱えられるものではない。財の私的所有、増加、保護、支出等に関する諸規定は、〈財〉、〈所有〉といった事柄に決して負の評価を与えてはいない。これらは

すべて本来人間の福祉のためのものなのである。所有とは、個人が社会のために、また社会の中の個としての自分のために行なう営みである。むしろそれは立法者によって個人に委ねられた社会的任務といった性格が強く、個人は積極的に財の委託の重荷を担う仕事に参加する必要がある。したがって所有とは、単純な権利ではなく、この委託の要請に身を譲らざるをえないものであるというるであろう。

イスラーム的観点からすれば、富とか財は、完全に個人が創り出したり、産み出したりするものではない。人間は労働を介して、既存のものにさまざまなかたちで付加価値をつけ、そこから財を創出するのである。それを所有するさいにも、手許に置かれた財は、委託された資産であり、完全に個人のものともみなされる訳ではない。それはたとえ個人の所有に帰していても、退蔵されることなく、最大限に利用、活用されなければならない。個人所有は、イスラームの明示する社会的公正に違反しない限りにおいて容認されるのである。財はいかなる場にあっても最大限に活用されねばならないという考えは、所有権を広義の用益権に近い性格のものとする傾向と直結しているといえよう。より高い社会的公正を実現するために、財は循環、活用されなければならない。この公理は、所有のすべての形態に先行し、貫徹しているのである。

財や所有の相対的性格は、必然的に財の循環、活用を促す。ところで勞せずして富を産み出す利子は、富の偏在、退蔵を助長し、その循環、活用のための重要な阻害要因となることはすでに指摘した。ところで問題の正の部分の特殊性、例えば所有の非排他的性格は、負の部分における利子の不正性をより明らかにするものであろう。

利子の取得を負であると評価する論理は、それと類似の要素にも正確に適用される。その好例は企業におけるムダーラバ方式であろう。あらゆる契約上の共同事業において、契約当事者の双方が収益をあげたさいにも、損失を蒙った場合にも、その分担に不均衡があつてはならないとするこの方式は、一方的な危険、一方的な利益の禁止の原則に完全に合致しているのである。この方式は

企業のみではなく商業上の貸付にも適用されるのである。

経済活動に関してイスラーム法は、これ以外の問題についても種々の規定を定めているが、以上の諸点は、その全体構造の大枠を知る上で基本的なものといえるであろう。無利子理論は、以上の説明からも明らかなように、イスラーム的世界観にもとづき、社会的公正を実現するための種々の規定を、その構造、機能の全体的相貌の中で把えられるべきものである。このような営みは、イスラームの無利子理論の差異性を明らかにするばかりでなく、この文化、もしくは文明の特殊性の解明とも直結しているのである。

参考文献

- 「イスラーム経済理論の基本構造 — 理論と法解釈 —」パーキルッ＝サドル著、黒田壽郎訳、国際大学中東研究所紀要第2号1987年。
- 『イスラーム概説』ハミードッ＝ラー著、黒田美代子訳、イスラミック・センター・ジャパン、1983年。
- Outlines of Muhammadan Law*, by A. A. A Fyzce. London, 1955.
- Mohammadan Theories of Finance*, by N. P. Aghides. N.Y., 1916.
- Selected Works*, by C. Snouck Hurgronje; ed. by G. H. Bousquet and T. Schacht. Leiden, 1957.
- The Islamic Economics*, by M. Kahf. Canada, 1956.
- Studies in Islamic Economics*, by Kh. Ahmad. Jeddah, 1967.
- Social Justice in Islam*, by Sayed Kotb, tr. by John B. Ardie. N.Y., 1936.
- Society and Economics in Islam*, by Ayatullah Sayyid Mahmud Talegani, tr by R. Campbell. Bekeley, 1982.
- Towards a Just Monetary System*, by M.Umer Chapra. Lond., 1985.